

「いじめ防止啓発動画・音声制作及び広報等業務委託」に関する質問及び回答

No	質問	回答
1	仙台市公式YouTubeチャンネルへの動画掲載は、期間限定の公開となるか。	せんだいTube及びポータルサイトでは、本業務委託期間終了後も継続して掲載することを予定しているため、制作物の継続利用が可能な著名人を選定してください。なお、本業務委託料の範囲では、最短でも令和8年3月までの肖像利用を可能としてください。 また、翌年度以降の制作物活用に関して、別途費用等が発生する場合は本市負担となることから、発生する費用や制作物活用に係る留意点等があれば、提案書にご記載ください（令和8年4月以降は肖像利用料が年額〇万円必要となるなど）。
2	著名人をキャスティングするにあたり肖像権の期間に関しては提案のポイントとなるか。	No.1のとおり、翌年度以降も制作物を継続して活用することを想定しております。 本業務においては、市民のいじめ防止に係る関心を高めるために、効果的な人選を行うことが第一優先ではありますが、本業務委託料の範囲で肖像権の長期利用が可能など、費用対効果の点で優れている提案があれば、提案書にご記載ください。
3	撮影場所の提供は可能か（教育機関等）。	提案内容や撮影時期により、提供可能な場合もございますが、確約できるものではありません。 受託事業者を選定されたのち、本市および当該施設等と調整のうえ、可否を判断することとなります。 提案書においては、受託事業者が確保できる撮影場所のほか、候補地の一つとしてご提案ください。
4	仙台市地下鉄駅構内放送による音声メッセージの配信の費用負担は貴市か、受託事業者か。	仙台市地下鉄駅構内放送における各種調整、費用は受託事業者負担となります。 費用等については、仙台市交通局ホームページに掲載されている、「仙台市交通局メディアガイド」内の「駅構内放送」の項目をご確認ください。 仙台市交通局ホームページ：https://www.kotsu.city.sendai.jp/business/koukoku/index.html